

「電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査（火力設備）の解釈」、「電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド」及び「溶接安全管理審査実施要領（火力設備）」の一部改正について

平成28年2月25日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 改正概要

電気事業法(昭和39年法律第170号)第52条に基づく溶接安全管理検査制度は、設置者による「溶接事業者検査」と、その検査の実施に係る体制について国又は登録安全管理審査機関が確認する「溶接安全管理審査」で構成されている。本制度では、内圧が高い火力発電所のボイラー、タービン等について、製造段階での溶接部の検査・審査を求めている。

これを踏まえ、「溶接事業者検査」及び「登録安全管理審査機関による溶接安全管理審査」が円滑かつ確実に実施されるよう、法令の解説及び例示のための内規として、「電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査（火力設備）の解釈」（平成24年9月19日付け20120919商局第71号。以下「検査解釈」という。）、「電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド」（平成24年9月19日付け20120919商局第72号。以下「検査ガイド」という。）及び「溶接安全管理審査実施要領（火力設備）」（平成24年9月19日付け20120919商局第67号。以下「審査要領」という。）を定めている。

今般、電気事業法関連法令の改正等に伴い、当該内規の関連箇所を最新版に更新する必要があることから、当該内規の一部を改正する。

2. 改正内容

(1) 検査解釈

検査解釈の別表2では、溶接事業者検査の検査方法及び「発電用火力設備の技術基準の解釈」（平成25年5月17日付け20130507商局第2号。以下「技術基準の解釈」という。）の該当条文について、溶接事業者検査の工程ごとに示している。

今般、技術基準の解釈の一部改正により、非破壊試験^[※]を実施する者の資格が改正されたことから、これに整合させるため、検査解釈の一部を改正する。

[※]非破壊試験：溶接部を破壊することなく、有害なキズの有無を調べる試験で、X線の照射等により、溶接箇所の接合状態を検査する。

(2) 検査ガイド及び審査要領

検査ガイド及び審査要領は、溶接事業者検査及び溶接安全管理審査に関する法令要求事項の解釈を示している。

今般、電気事業法関係法令の一部改正に伴い、当該改正箇所を引用している条項の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

平成28年2月 公布・施行

以上